

■巻頭言…… 令和5年刑事法改正の概要と課題	1~5
■平井紀夫特別顧問を偲んで	6~7
■特集…… 交通犯罪被害者の支援について	8~10
■椎橋隆幸理事長が瑞宝中綬章を受章／三輪佳久副理事長が旭日双光章を受章／2025年度役員表	11
■2024年度活動状況集計	12~13
■全国犯罪被害者支援フォーラム2025・令和7年度秋期全国研修会開催のご案内	14~16
■編集後記	16

巻頭言 令和5(2023)年刑事法改正の概要と課題

1 はじめに

令和5(2023)年性犯罪に関する改正刑事法の施行からちょうど2年経ちました。明治40(1907)年に刑法が成立してから116年ぶりの大改正であり、刑事訴訟法の改正、盗撮に関する罪の新設等もなされました。課題は残りますが、刑罰法規としては性被害の実態によく追いついてきたと思います。

2 令和5年改正の概要

(1) 強制性交等罪・強制わいせつ罪の大幅な改正

意に反して性交される強制性交等罪は不同意性交等罪に、意に反して性交以外のわいせつ行為をされる強制わいせつ罪は不同意わいせつ罪になりました。本稿では不同意性交等罪を例に説明します。条文の構造は不同意わいせつ罪も同じです。

不同意性交等罪の構成要件は、「相手が同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態にさせること、あるいは相手がそのような状態にあることに乗じて性交等する」ことです。そして、そのような状態になることの例示として次の8つの類型が示されました。

- ① 暴行又は脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール又は薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成、表明又は全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応

弁護士 ● 上谷 さくら 氏

- ⑧ 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
(法務省 HP より)

この構成要件の変更は画期的です。旧法である強制性交等罪は「暴行又は脅迫を用いて性交等する」ことが構成要件になっており、いわゆる「暴行脅迫要件」が被害者を苦しめる元凶でした。判例では、暴行・脅迫とは「被害者の反抗を著しく困難にする程度の暴行・脅迫」とされ、具体的には「その相手方の年齢、性別、素行、経歴等やそれがなされた時間、場所の四囲の環境その他具体的事情の如何と相俟って、相手方の抗拒を不能にし又はこれを著しく困難にならしめる程度のものであれば足りる」(最判昭和33年6月6日判決)とされていたのですが、果たしてこの基準で、どのような行為が犯罪になるのか分かるでしょうか。検察官や裁判官の判断基準に個人差があるため、不当な不起訴や無罪判決が出され、被害者が泣き寝入りする原因となっていました。また、加害者が「同意があったと誤信した」とさえ言えば罪を逃れられるような傾向もみられました。

そのような理不尽をなくするため、改正法では旧法のような「加害者目線」を改め、「被害者が同意していない」ことに重点が置かれました。罪名に「不同意」がついたことはその象徴です。同意していない原因を具体的に例示列挙することで、国民にも分かりやすくなりました。

また、「性交等」には、従前の性交・肛門性交・口

腔性交の他に、膣や肛門に陰茎以外の身体の一部や物を挿入する行為も含まれることになりました。

さらに、「婚姻関係の有無に関わらず」犯罪が成立することが明記されました。これは、夫婦間ではレイプが成立しない、性行為に応じるのが義務であると勘違いされている面があることから、どのような関係性であっても同意のない性行為は犯罪であることを明確にしたものです。

(2) 性的同意年齢の引上げ

不同意性交等罪・不同意わいせつ罪における性的同意年齢（性的行為に同意する能力があるとみなされる年齢）が、13歳から16歳に引き上げられました。改正後は、被害者が16歳未満の場合、原則として性交やわいせつ行為があれば直ちに犯罪が成立することになります。これが明治40（1907）年から116年も変わっていなかったこと自体が異常とも言えますが、若年者が狡猾な大人から性的に搾取されたにも関わらず、「被害者が黙っていたので同意があったと勘違いした」という弁解で刑法犯に問えない事例が多発していましたので、義務教育の間は子どもたちを守れるようになりました。

(3) 面会要求等罪の創設

面会要求等罪は、これまでになかった類型の犯罪です。大人が未成年者を手なずけて性加害を行うのは典型的なパターンですが、SNSの発達によりそのような被害が急増していることから、16歳未満の子への手なずけ行為自体を犯罪として禁止することになったのです。

具体的には、わいせつ目的で脅したり嘘をついたり、利益供与（お金や物を与える）をしたりして会うことを要求したり、実際に会ったりするだけで、わいせつ行為自体が行われなくても処罰されます。また、性的な写真や動画を撮影して送るよう要求しただけで、実際に送らなくても処罰されることになりました。これは、自画撮りによる被害が多発している点に着目したものです。

わいせつ行為が行われる前の段階で処罰するのは、刑事法としては珍しいことですが、それだけ未成年者が性被害に遭う危険性に晒されていることの表れでもあります。このような法律が出来たことは、未成年者や保護者、教育関係者らに幅広く知られてほしいです。

(4) 公訴時効期間の延長

刑法の性犯罪に関する公訴時効が5年延長されました（刑事訴訟法の改正）。公訴時効というのは、犯罪から一定期間が経過した場合には公訴を提起できなくなる制度で、法定刑の重さによって時効期間が決まっていました。

しかし、性暴力被害に遭ってもそれが犯罪被害と気づかずに長年経過してしまったり、警察に行きた

くても恐怖心や羞恥心で行けなかったり誰にも相談できなかったりして、訴えようと思った時には公訴時効が完成してどうにもできなかった、という例が多くあります。幼少期に性被害に遭う例は少ないのですが、例えば5歳で強制わいせつ罪（現在の不同意わいせつ罪）の被害に遭った場合、12歳で公訴時効が完成してしまうため、自分から何が出来るわけでもなく泣き寝入りするしかない、という事態が生じていました。

そこで、性犯罪については公訴時効を撤廃すべきだ、という意見もあったのですが、他の犯罪とのバランスや、長期間経過してからの捜査の困難性等を理由として、5年延長に留まりました。

ただし、未成年時の被害では成人とは別の配慮が必要ということで、未成年者の間は事実上公訴時効が進まないことになりました。5歳で強制わいせつ罪（現在の不同意わいせつ罪）の被害にあった場合、18歳から公訴時効がカウントされ、30歳で公訴時効が完成します。幼少期に被害に遭った人たちが法的に救われる可能性が出てきたことは、とても意義があります。

最近では、幼少期に性被害に遭ってから数十年後に相談にいらっしゃる方もかなりいます。その場合に刑事事件は無理でも任意で加害者と接触して謝罪や慰謝料の支払いを求めること自体は可能です。公訴時効期間が延長されたことで、「時間が経ってからも訴えていいのだ」「ずっと言えなかったのは自分が悪いからではない」という認識を持てるようになる人が増えたこともメリットかと思います。

(5) 被害者供述調書等の証拠能力の特則

検察官が裁判所に証拠請求する供述調書は、被告人の同意があれば証拠能力が付与され、裁判官がその内容を見ることができません。しかし、被告人の同意がなければ証拠能力がありません。つまり、性犯罪で被告人が無罪を主張し、被害者の供述調書を「不同意」にすると、被害者が詳細に述べた被害状況等が記載された供述調書を裁判官が見ることが出来ないのです。

その場合、代替手段として行われるのが「被害者の証人尋問」です。法廷の証言台で、直接裁判官に対して証言するのです。先に検察官が被害者に「主尋問」を行い、その後には弁護人が「反対尋問」、最後に裁判官が「補充尋問」をします。

検察官の「主尋問」については、事前に検察官が質問することを被害者に伝えて準備しますし、検察官は被害者の心情に最大限配慮してくれますが、被害者が自分の被害を語ることはまさに被害の再体験ですから、とても辛いことです。また、被告人側の「反対尋問」についてもだいたいこんなことを聞かれるだろう、ということ想定して答えを準備しま

すが、反対尋問は被害者の証言の信用性を弾劾するために実施しますので、被害者にとってその辛さは尋常ではありません。そのことが分かっている覚悟していても、法廷で法律の専門家である弁護士から問い詰められることは、精神状態を悪化させる原因にもなります。

そこで、いわゆる司法面接的手法を用いた聴取を録音・録画した記録媒体は、一定の要件を満たした場合には、被害者の負担軽減のため、検察官の「主尋問」に代えることができる、つまり法廷で主尋問は実施しなくてよい、ということになりました。これは画期的なことですが、被告人の反対尋問は憲法上の権利ですので省略することはできません。

そして、主尋問に代えるための要件については、充実した司法面接が不可欠であり、こちらについては喫緊の課題です。

(6) 性的姿態撮影罪の新設

盗撮などの意に反する性的姿態の撮影やネットでの拡散等を規制する「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が特別刑法として創設されました。いわゆる盗撮行為や、不同意性交等の現場を撮影する行為、それらの画像を第三者に提供したりインターネットで流したりする行為等を幅広く処罰するもので、これまでの条例と比べて格段に刑罰も重くなりました（最も重い罪で、5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金又は併科となっています）。

それまで盗撮は、各都道府県の迷惑防止条例で規制するにとどまり、直接取り締まる法律がありませんでした。そのため、同じ行為をしても、場所によっては犯罪にならなかったり、刑罰の重さにバラつきがありました。そもそも条例ですから刑が軽く、加害者が検挙されても起訴猶予や罰金で済んでしまうことが多く、盗撮被害が軽視される原因にもなっていました。スマホの普及で今や小学生でも簡単に盗撮に手を染めてしまう世の中になり、画像等を世界中にバラまいたり、販売して多額の利益を得るなどの弊害も顕著になっていました。

意に反して性的画像を撮影され、それを誰かが持っていることや、いつ世界中に拡散されるか分からない恐怖感は想像を絶するものです。知らない間に画像がネットに上げられ、誰もが自分の性的姿態を見ていると感じたり、いつどこでそのような画像を撮られるか分からないため外出出来なくなるという重大な問題も生じていました。盗撮が法律になるというのは悲願でしたから、新たに特別刑法として創設されたことはとても重要なことです。

また、この罪に関して、性的画像のコピーを没収したり、検察官が保管している押収物に記録された性

的姿態の画像等を消去・廃棄できるようになりました。今までは法律がなく、加害者が性的画像等の所有権を有しているため、警察や検察が加害者の承諾を取らなければ没収したり消去したりできず、それを拒む加害者とのやり取りに多大な労力と時間が費やされていました。また、このような不安定な状態が続くと、被害者は「いつか画像が世界中に拡散してしまうのではないか」という恐怖に怯え続けることとなります。コピーの没収や性的画像の消去・廃棄が出来るようになったことは、盗撮自体の取り締まりと同等かそれ以上に重要なことと言えます。

3 法改正による司法の現場の変化について

(1) 警察の捜査が積極的に

不同意性交等罪や不同意わいせつ罪は、国民に分かりやすい条文になった影響かと思われますが、相談件数は明らかに増えています。また、これまで性犯罪は、被害者が警察に被害申告すること自体が高い壁になっており、「単なる男女トラブル」「不倫」などと言われて被害届を受理してもらえなかった、といった苦情も少なくありませんでしたが、近年、警察庁は「明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合」以外は、「被害届を即時受理」するよう各都道府県警に対する指導を徹底しており、以前のような「門前払い」はほぼなくなったと言えます。

その相乗効果とも言えると思いますが、警察は性犯罪について積極的に被害届を受理し、被害者の話によく耳を傾けるようになったと感じます。警察庁の統計でも、不同意性交等罪でいうと、改正前の令和4（2022）年の認知件数は1,655件だったのが、令和5（2023）年には2,711件、不同意わいせつ罪は、改正前の令和4（2022）年の認知件数は4,708件だったのが、令和5（2023）年には6,096件と大幅に増えています。改正法が施行されたのは令和5年7月ですから、5か月余りで前年1年間の数を大幅に上回っていることとなります。令和6（2024）年以降はもっと増えていることが予測されます。

また、盗撮の捜査は、撮影された画像や動画の数が膨大だったり、消去された画像を復元したり、被害者を特定したりするのにかなりの労力を費やす必要があるのですが、条例の刑が軽いため、起訴猶予や略式起訴による罰金等で済まされることがほとんどでした。そのため、「しょせん条例だから」ということでやる気をそがれていたという面があり、盗撮被害が軽視される原因にもなっていました。しかし、性的姿態撮影罪が出来たことで警察の盗撮被害に対する取り組み方にはかなりの熱意がみられるように感じています。

(2) 検察官の思い切った起訴が増えた

これまで検察は、性犯罪の起訴には消極的でした。通常、性行為は密室で行われるため客観証拠がないことが多く、特に顔見知りの場合は「反抗を著しく困難にする暴行・脅迫がなかった」「合意と勘違いしたことはやむを得ない」などの理由で無罪になってしまう可能性があるということで、数多くの事件が不起訴処分になっていたのです。

当初は、条文が大幅に変更になった不同意性交等罪や不同意わいせつ罪について、「あまりにも条文が変わりすぎて公訴事実をどう書いていいのかわからない」といった戸惑いの声も聞かれましたが、徐々に「せっかく刑法が新しくなったのだからやってみよう」という雰囲気になってきたと聞いています。私自身も、これまではほぼ立件されなかった「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮」(8号)に乗じた性交等の起訴が増えてきたことは実感しています。

(3) 裁判所の判断は今後を注視

裁判所も概ね改正法の趣旨に沿った判断をしているように思います。ただし、改正前の事件がまだ多いことから、令和5(2023)年改正によって裁判所がどれほど変わったのか、ということはハッキリと言えません。

ひとつ疑問に感じているのは、せっかく性的姿態撮影罪が創設されて罪が格段に重くなったのに、思ったよりも求刑も量刑も変わらないことです。画像が決め手の犯罪ですので、撮影時期が分からずに条例になってしまっているものもまだかなりありそうなので、今後を注視していきたいと思います。

4 被害者支援の変化等

法改正により、事件相談が増えたことは間違いありません。しかし、相談が増えても支援者が増えたわけではないので、一人一人の負担が増えているように思います。今後は支援者を増やすこと、支援者への研修等を充実させること、被害者支援をする弁護士や医師、心理職の充実が不可欠です。現在は半ばボランティア的に個人の熱意や善意に頼っている面がありますが、被害者支援はとて価値の高い専門性のある仕事ですから、仕事としての価値を高めていく必要があります。

5 今後の課題

(1) 法律上の課題

令和5(2023)年改正刑事法にもまだ様々な課題があります。

ア、性的同意年齢の「5歳差要件」について

5歳差要件というのは、相手が13歳以上16歳未満の子どもの場合、行為者が5歳以上年長でなければ行為者が無条件に処罰されない、という規定です。例えば15歳と16歳の恋愛もあり得

るところ、それについて処罰対象になるのはおかしいとか、13歳以上16歳未満の子どもに対しては、5歳以上年長であれば明らかに対等性に欠けるといえるだろうということで定められた要件です。そうすると、13歳と17歳、14歳と18歳、15歳と19歳の場合、性的同意年齢が適用されないので、一般的な不同意性交等罪の規定により判断されることとなります。つまり、同意の有無や誤信が問題になりうる、ということです。

しかし、この規定は実態に合っているのでしょうか。14歳は中学生ですが、18歳は成人ですから単独で家を借りたりローンを組んだりすることも可能です。社会人として稼いでいる人もたくさんいるでしょう。この5歳差要件は、性的同意年齢の引上げ自体に反対する人もいたため、原則を16歳に引き上げるためにやむなく導入された経緯があります。今後、年齢差を3歳にする、年齢差要件を撤廃する等の改正が必要だと思えます。

イ、公訴時効の期間について

公訴時効については、やはり5年延長では短い、という意見が根強いです。DNAや動画等の客観証拠がある場合、何年経っても捜査は可能ですから、一定要件のもとで撤廃することは検討すべきです。年月が経れば忘れる、傷が癒えるというのは被害に遭ったことのない幸せな第三者の想像であり、性被害についてそれが当てはまることはありません。

不同意性交等罪の被害に遭った人の公訴時効は15年です。被害に遭ったのが18歳未満であれば33歳、18歳以上だと被害時の年齢に15年を加算した年齢です。被害者の大半が若い人ですから、実態に合った公訴時効期間についてさらに研究や検討が必要です。

ウ、司法面接のあり方

被害者の証人尋問の主尋問に代えて録音・録画が採用されるには、充実した司法面接が不可欠です。司法面接は、検察官や警察、児童相談所の職員、心理職らが協力して行っていますが、誘導や暗示により供述者の供述が変容しないよう、しっかりと研修を受けて高いスキルを身に付ける必要があります。司法面接的手法による聴取が必要な場面は確実に増えると思われませんが、現在、適切な司法面接を実施できる人が十分に確保されているとは言えない状況です。全国的にどの地域であっても人員がきちんと確保されるよう、個人への研修や体制作り等が急務です。

エ、アスリート盗撮等の問題

性的姿態撮影罪が出来ましたが、いわゆるアスリート盗撮と言われる撮影についてはこの罪の対象外です。一人一台スマホを所持している時代

になり、同意のない撮影は簡単になりました。加害者も被害者も未成年である盗撮も増えています。同意を得ない撮影によって被害者がどれほど傷つくのか、幼少期からの徹底した教育が必要であると同時に、性的姿態撮影罪の処罰範囲についても検討が必要だと思えます。

また、盗撮は重大な被害であるにもかかわらず、被害者参加事件の対象外となっています。被害者にとって、被害者参加できるかどうかは被害回復に多大な影響をもたらしますので、被害者参加事件にするよう刑事訴訟法の改正が必要です。

(2) 法律の限界について

法律が変わっても、司法に携わる人や国民の意識が変わらなければ、性犯罪は減ることがありません。

まず、一番敏感であるべき司法の場にも、残念ながら鈍感な人たちはいます。改正法について明らかに勉強不足だったり、被害者に対する丁寧な事情聴

取を面倒くさがる警察官、検察官はいます。弁護士は、刑事事件に熱心に取り組んでいる人以外は、改正法の内容自体を知らないのではないのでしょうか。

その状況で、国民の意識が変わる、というのは難しいように思えます。今でも圧倒的に多いのは「無関心層」です。どうすれば関心を持ってもらえるのか、効果的な方法は思いつきません。国の啓発や報道、諦めずに地道な支援活動を続けていくしかないのではないのでしょうか。

6 終わりに

法改正で性被害の実態によろやく追いついてきました。しかし、課題も多く道半ばです。改正法を精一杯使しながらもこの法律に満足することなく、さらに改善を目指し、今後も法的な問題や現場の課題に向き合っていくことが重要です。

以上

